

風土記の浦島子伝の研究 I

―冒頭の「相乖くことなし」を中心に―

A Study of *Fudoki no Urashimakoden*:

On the Expression *Ai Somuku Koto Nashi* at the Beginning of this Tale

長谷川 豊輝

Toyoki HASEGAWA

(9)

一、はじめに

いわゆる浦島子伝について、現在確認することのできる中で最も詳しい記事を書けるのは『丹後国風土記』逸文である(以下、この記事を書「風土記の浦島子伝」と呼ぶ)。「丹後国風土記」は散逸しているけれども、『釋日本紀』に記事を書せていることにより伝わる。

風土記の浦島子伝には物語の本旨に入る前提として、本物語は伊預部馬養の記録がもとになっていると明記する文章が置かれている(以下この部分を書「冒頭」、続く部分を書「本旨」とする)。冒頭を示せば次の通り。^(注1)

(丹後国風土記曰) 与謝郡。日置里。此里有筒川村。此人夫早部首等先祖、名云筒川嶋子。為人、姿容秀美風流無類。斯所謂水江浦嶋子者也。是、旧幸伊預部馬養連、所記無相乖。故、略陳所由之旨。

(丹後の国の風土記に曰ふ) 与謝の郡。日置の里。この里に筒川の村あり。この人夫、早部の首らが先づ祖、名を、筒川の嶋子と云ふひとあり。為人、姿容秀美れ風流なること類なし。これ謂ゆる水江の浦の嶋子といふ者なり。こは、旧幸、伊預部の馬養の連の記せるに相乖くことなし。故、所由の旨を略陳べむとす。

冒頭には浦島子^(注1)がどのような人物であるかを記した部分に続いて「こは、旧宰、伊預部の馬養の連の記せるに相乖くことなし」と記されている。「相乖くことなし」の「乖」は『説文解字注』に「皆取分背之意」とあるように「背」(そむく)意と考えられるけれども、「伊預部馬養がこの伝説を記録していたので、風土記はそれにもとづいてそのまま記録した」(水野裕『古代社会と浦島伝説』上)^(注2)、「相乖くことなし」というのを、文字通りうけとる必要はない」(重松明久『浦島子伝』)^(注3)とその解釈は分かれる。風土記の浦島子伝は馬養の記録(以下、馬養の浦島子伝)がもとになっていることは動かないことであるけれども、「乖」をどのように考えるかにより記録の程度は変わってくるのである。そのことは重要な問題である。

本稿は風土記の浦島子伝の冒頭に使われている「乖」という字の使われ方に注目し、考察することにより、『丹後国風土記』の浦島子伝の記録者が馬養の浦島子伝をどのように文章に活かしているかについて考察するものである。

二、「乖」の解釈

先掲水野氏や重松氏の言及はあるが、風土記の浦島子伝がどの程度馬養の記録した浦島子伝に拠って記されたかということについて、その表現を分析して深く研究したものは管見に入らない。以下、この問題を作品の冒頭を丁寧に検討することを通して明らかにしたいと思う。

まずはじめに、風土記の浦島子伝冒頭の構造を捉えよう。冒頭は

大きく四つに分けることができる。

- ①、浦島子伝の記事が『丹後国風土記』に載ることを記した部分。

「丹後国風土記曰」

- ②、風土記の浦島子伝の主人公の浦島子について記した部分。

「与謝郡日置里此里有筒川村……」

- ③、②の浦島子について記すこの物語が伊預部馬養の記録にたがうものではないと記した部分。

「是旧宰伊預部馬養連所記無相乖」

- ④、③をうけて風土記の浦島子伝の本旨へのつながりとなる部分。

「故略陳所由之旨」

風土記の浦島子伝の冒頭を理解するためには各部分がどのように関係して、本旨へとつながっているか、考察する必要がある。

右に示したように浦島子がどのような人物であるかを記した②をうけて『丹後国風土記』の筆者は③のようにつづけている。

こは、旧宰、伊預部の馬養の連の記せるに相乖くことなし。

ここで問題となるのは「相乖くことなし」の記述である。この部分をめぐるのは前述のように対立する説が提出されている。けれどもこれらの説は「乖」の字の用法を詳しく調査して「相乖くことなし」の表現の重要性を捉えたものではない。

「乖」の字はどのような論理のもとに使われているのか。諸注の中で唯一「乖」について検討を加えているのは、上代文献を読む会

編『風土記逸文注釈』（当該記事担当植垣節也氏）である。その中で植垣氏は『広雅』釈詁二に「乖也。」「万象名義」に「古壞反。異也。睽也。雖也。戾也。背也」とあることにより「乖」の意を「そむく」とした。加えて植垣氏は『欽明紀』即位前の「我当乖汝従他。」の「乖」に寛文板本が付している訓と万葉集卷五・七九四番歌に「語らひし心曾牟企て」とあることを考え合わせ、「そむく」と訓を付している。『説文解字』にも「乖借也」とあり、「乖」は和語「そむく」に対応するものと考えてよい。

上代文献において和語「そむく」にはいくつかの漢字があてられる。最もよく使用されるのは「背」であり「乖」が次に続く。「乖」が使用されるとき、他の字との違いはあるのか検討したい。

風土記の浦島子伝において「乖」の用例は当該例を含めて二例ある。すなわち、島子が亀姫との約束を破る場面においてである。

嶋子、即ち期要に乖^レ違ひ、かへりてまた会うことの難きを
知りぬ。首を廻らして跣^レ涙に咽ひて徘徊しき。^(注五)

島子は亀姫との約束（期）にそむき玉櫛笥を開けてしまい、芳蘭の体が空へと飛び去ってしまう。これは島子が亀姫との約束を破ったためにおきたことであり、島子は亀姫と二度と会うことができな
いということを知る。右のように風土記の浦島子伝の重要な場面で「乖」は使用されているのである。島子は強い禁忌（タブー）に「乖^{そむ}」いたと見るべきである。

風土記の浦島子伝に使用される「乖」は如上の二例のみである。そこで調査の対象作品を拡げ、その中でどのような状況で「乖」と

いう字が使われているのかを見ていこう。

上代文献において「そむく」の意で「乖」という漢字が用いられている例は『日本書紀』六例、『万葉集』一例である。はじめに用例が多く成立年代の早い『日本書紀』を取り上げる。『日本書紀』の全用例を示せば次の通り。^(注六)

A、然るを其の王、立操厝懐、本より仁義に乖^レき、遂に以ちて諒闇の際に、威福自由なり。禍心を苞蔵みて、二弟を害はむことを図る。（巻第四 綏靖天皇紀即位前）

B、今し太子と仲皇子とは、並に兄なり。誰にか従ひ、誰にか乖^レかむ。然れども、道無きを亡し、道有るに就かば、其れ、誰か我を疑はむ（巻第十二 履中天皇紀即位前）

C、時に太子、群臣従はず、百姓乖^レき違へることを知らしめしめて、乃ち出でて、物部大前宿禰が家に匿れたまふ。（巻第十三 安康天皇紀即位前）

D、男大迹天皇の曰はく、「大臣・大連・将・相・諸臣、咸寡人を推す。寡人敢へて乖^レかじ」とのたまひ、乃ち璽符を受けたまふ。（巻第十七 継体天皇紀元年二月）

E、為歌可君百濟本記に云はく「為歌岐弥、名は有非岐」といふ。専ら其の言を信じて、国難を憂へず、吾が心に乖^レ背き、暴虐を縦肆にす。是に由りて逐はる。（巻第十九 欽明天皇

紀五年二月)

F、新羅、元來奏して云さく、『我が国は、日本の遠つ皇祖の代より、舳を並べ楫を干さず奉仕れる国なり』とまをす。而るを今し一艘のみなること、亦故典に乖けり。(注六)又奏して云さく、『日本の遠つ皇祖の代より、静白き心を以ちて仕奉れり』とまをす。而るを竭忠し本職を宣揚すること惟はず。(卷第二十持統天皇紀三年五月)

Aの例は綏靖天皇の異腹の兄である手研耳命の人格について説明した部分における例である。注目すべきは、王が「乖」いているものが仁義であるということである。仁は慈愛の心、義は物事の道理をあらわす。すなわち仁義とは人の持つ徳の代表的なものである。父である神日本磐余彦天皇(神武天皇)の崩御に際し、好き勝手なふるまいをした上に弟たちの暗殺を企てた手研耳命はまさに仁義に「そむく」存在として描かれている。これは若くして雄々しく立派で、武芸に優れた(少くして雄拔之氣有します。壮に及びて容貌魁偉、武芸人に過ぎて、志尚沈毅にまします)綏靖を天皇にふさわしい人物として対象化する記述であるということができよう。

Bは仲皇子暗殺の命を太王から受けた瑞鹵別皇子がどちらの兄につけば良いのか迷う場面である。瑞鹵別皇子はつづく言葉で「道無きを亡し、道有るに就かば、其れ、誰が我を疑はむ」と述べる。瑞鹵別皇子は自らの行動を決断するにあたり「道(道理)」を問題としている。当該部に先立ち仲皇子に「道が無」いことを自身の口で語ることは(瑞鹵別皇子、太子に啓して曰したまはく、「大人、何

ぞ憂へますこと甚しき。今し仲皇子、道無くして、群臣と百姓、共に惡み恨む。……)、「道」のある方につくという瑞鹵別皇子の決断につながる表現である。

Cは木梨輕皇子を穴穗天皇が倒す場面である。ここで百姓が「乖」いているのは、「暴虐を行い、婦女に淫けて道を外れた」(注七)太子、つまり木梨輕皇子にである。当該例は「乖違」と二字続けて使用している例である。「新編全集」では「乖違そむへり」と訓詁をしている。風土記の浦島子伝にも同様の使用と訓詁が認められる。

Dは男大迹天皇が諸臣に請われ即位を決意する場面である。男大迹は禰符、すなわち天子の鏡・剣を持つにふさわしい人物であり、「賢者」と表現されている(願請はくは、慮を廻して賢者を択ばむことを。塞人は敢へて当らじ)。「賢者」は「徳行ある者」(『大漢和辞典』)を指す言葉であり、「賢者」という言葉が使われることにより即位すべき人物として男大迹が描かれるのである。この場面、そむくか否か問題とされるのは臣下の国への想いである(臣等、宗廟社稷の為に計ること、敢へて忽にせず。幸に衆の願に藉りて、乞はくは、聴納るることを垂れたまへ)。

Eは河内直の暴虐が百済王の心に「乖背」くものであると記している。ここではつづく言葉で河内直の行為(暴虐)が「不善」と表現されていることが注目される。善にそむいた行為は国を損なうものとされ、河内直を戒める欽明天皇の詔(詔)へとつながっていく。また、「乖背」と漢字二字をつづけて使用した例は風土記の浦島子伝にもみられること上述したとおり。

Fは新羅に対して日本の天皇(持統)への忠誠を求める場面である。ここでは新羅の朝貢の態度が故典に「乖」いているということ

が指摘される。故典とは古来の法のことであり、法はその性質上、禁忌性を強く持つものである。なお、本記事に伊予部馬養の名前が登場することが注目される。

『日本書紀』において「乖」が使用されるとき、「そむい」ていると記されるその行為は「道理」に沿っていない行為なのである。これは『日本書紀』における「乖」の用例すべてに一貫している。「道理」とは王が政を行うための「天命」に当たるものであり、天命に「乖」くことは強い禁忌を破ることであった。『日本書紀』において「乖」が頻出することは、天命との関係の中で王権を説明しようとする正史としての『日本書紀』の性質を現しているといえよう。

つづいて『万葉集』における「乖」の使用を見てみよう。『万葉集』において「乖」は一例使用されている。^(注八)

心には緩ふことなく須加の山すかなくのみや恋ひ渡りなむ

(卷十七・四〇一五)

右、射水郡の旧江村にして蒼鷹を取獲る。形容美麗しくして雉を鷲ること群に秀れたり。ここに、養吏山田史君麻呂、調試節を失ひ、野狐候を乖く。搏風の翹は、高く翔りて雲に匿り、腐鼠の餌も、呼び留むるに験靡し。ここに、羅網を張り設けて、非常を窺ひ、神祇に幣奉りて、不虞を恃む。ここに夢の裏に娘子あり。喩へて曰く、「使君、勿、苦念を作して、空しく精神を費やすこと。放逸せる彼の鷹は獲り得むこと、幾だもあらじ」といふ。須臾にして覚き寤め、懐に悦あり。因りて恨みを却つる歌を作り、式で感信を旌

す。守大伴宿禰家持。九月二十六日に作る。

当該例は鷹狩の慣習に山田史君麻呂が「乖」いたことにより、優れた鷹を逃がしてしまったという事情が語られている部分の例である。鷹の成長段階において適切な訓練を施すことは鷹狩の重要な仕事であり、そこではなにより鷹狩の時候が問題とされたのである。これにそむくことは強い禁忌性にそむくことであった。

「乖」に付された「相」の字について言い添える。「相」の字が動詞に付く時に「互いに」の意を持つ場合がある。この用法は風土記の浦島伝説にも散見される。^(注九)しかし、当該例の場合、問題とされているのは丹後国風土記の記事が伊予部馬養の記録に乖いていないということであり、「互いに」乖くわけではない。ここは、「相」のもう一つの用法である下の動詞の意を強める強調用法と考えられる。参考になる用例が万葉集に載る。歌の中の例と散文における例の二つほど示そう。

春さらば逢はむと思(も)ひし梅の花今日の遊びに相見つる
かも

(卷五・八三五)

古老相伝へて曰く、

(卷五・八一三〜八一四の前文)

いづれも「相」は下の動詞を強調する働きを担っている。

三、結び

以上、風土記の浦島子伝の冒頭に記された一文「是れ、旧の宰、伊預部馬養の連が記すに相乖くことなし。」についてその表わすところを、上代文献に記された「乖」の用例を中心に考察してきた。「乖」は強い禁忌性を持つ事柄に「そむく」行為を示しているのであり、この「乖」に強調の接頭語「相」を付して風土記の浦島子伝が馬養が記した浦島子伝にそむいたものではないことを表わしているのである。すなわち風土記の浦島子伝は馬養の記した浦島子伝をほぼ踏襲する形で記されていると考えられるのである。先掲二説のうちでは、水野氏の説の方が実態に近いと言える。けれども、馬養の記録を「そのまま記録した」とすることはそのまま従うことはできない。なぜなら当該一文の直下に「故、所由の旨を略陳べむとす。」とあり、これによれば馬養の浦島子伝をそのまま掲載するのではなく、略したりして手を加えた部分もあるのではないかと推察されるからである。歌の部分は旧古典大系本の頭注に指摘があるように後に追加された可能性が高い。本文の文章は、馬養の記した浦島子伝をほぼ踏襲したものであるというように表現するのが妥当と思われる。この結論は本文の表現研究によって、よりいっそう明らかになると思われる。このこと、次の論文に記す。

注

(注二) 風土記の浦島子伝の原文及び訓読文は、植垣節也ほか校注『新編日本古典文学全集 風土記』(小学館・1997)により、一部私に改めた。

(注三) 以下、浦島子伝を「島子」と記す。

(注四) 水野裕『古代社会と浦島伝説』上(雄山閣出版・1975)六四頁

(注五) 重松明久『浦島子伝』(現代思想新社・2006)十六頁「乖違」について「乖違ひ」、「乖違き」、「乖違ひ」の三通りの訓読が想定される。諸注多く、下の文字の「違」に重心を置いて「乖違ひ」の訓を採るけれども、一字一字を訓み「乖違ひ」、あるいは「乖」の字の方に重心を置いて、「乖違き」と訓むのが良いだろう。なお、いずれの訓読も意味に大きな違いはない。

(注六) 『日本書紀』の訓読文は、小島憲之ほか校注『新編日本古典文学全集 日本書紀』(小学館・1994)による。なお『新編全集』において「乖」はFの例を除く例が「そむく」と訓読されている。Fの例は「乖へり」とあり「たがへり」と訓んでいると思われるが、これも「乖き」と訓むべきで、訓を改める。

(注七) 『新編全集』百三十頁頭注。

(注八) 『万葉集』の訓読文は小島憲之ほか校注『新編日本古典文学全集 万葉集』(小学館・1994)による。

(注九) 「互いに」の意の「相」の用例をすべて挙げれば次の通り。

- ・ 請はくは君な疑ひそ。相談の愛を垂へ」といふ。
- ・ 即ち七豎子来り相語りて曰はく「こは亀比売の夫そ」といふ。
- ・ また八豎子来り相語りて曰はく「こは亀比売の夫そ」といふ。
- ・ 女娘の父母共相に迎へ、拵みて坐にましき。
- ・ 即ち相携はり徘徊り、相談らひ働哀しみき。
- ・ 即ち相分かれて船に乗り、仍ち眠目らしめ、忽にもとつ土の筒川の郷に到りぬ。

付記 本稿を成すに際して、鈴木武晴教授のご指導をいただいた。

受領日…二〇一七年十月二十七日

改訂日…二〇一七年十一月二十九日

受理日…二〇一七年十二月六日